

延岡市かわまち広場指定管理業務

業務別仕様書 01

かわまち広場の施設の使用許可に関する業務

平成 29 年 9 月



延岡市

01 使用申請書の受付

(1) 管理帳簿の整備

- ① 延岡市かわまち広場各施設の予約受付簿を整備し、使用許可をした施設、時間帯などを管理すること。
- ② PCを利用して帳簿を作成する場合、利用するPC以外にバックアップデータを必ず保存しておくこと。

(2) 受付について

使用申請書の受付時には、受付印を備え使用許可申請書に受付日を押印すること。

(3) 施設利用希望者への対応

- ① 施設利用希望者から問い合わせ等があった場合には、使用許可申請書の記載方法を丁寧に説明すること。
- ② 指定管理者自身が所有するホームページに施設利用の手続きの流れや使用許可申請書等の様式がダウンロードできるようにすること。

(4) 利用計画書について

かわまち交流館やかわまち交流広場で販売等を目的に利用する申請の場合、施設使用計画書（規則様式第2号）の提出を求めること。

02 使用事業者の決定

使用許可の決定は速やかに行うこと。また、総合評価方式をとる必要がある場合は締切から概ね10日程度の期間内に許可通知を行うこと。このほか審査基準については以下のとおりとする。

- (1) かわまち交流館を10月1日から12月最初の日曜日までの期間（以下、「鮎やなシーズン」という。）中に飲食の提供や飲食物の販売を目的とした使用申請

本仕様書第5の「4 かわまち交流館において鮎やなで獲れた鮎を使用した料理等を提供する事業者の募集に関する業務」により、応募期間内に提出のあった利用計画書をもとに指定管理者独自の評価基準により利用計画書の優劣を比較し使用者を決定する。

ただし、評価基準について公平に設定することを前提とし、申請者を故意に選定する判断基準とならないよう留意すること。

- (2) 鮎やなシーズン以外の期間においてかわまち交流館を30日以上連続して、有料で

食事の提供や飲食物の販売を目的に使用する申請書の提出があった場合

重複した使用申請があった場合については、(1)と同様に添付される利用計画書をもとに総合評価方式で使用事業者を決定するものとする。

締切の期日は広報等によって周知を図り、申請を広く受け付け公平性を保つこと。

(3) 上記以外（鮎やなシーズン外）に有料で食事の提供や飲食物の販売を目的に使用する申請があった場合

(2)の使用申請が全くない期間内において、14日前から利用日の2日前まで、使用申請を受け付ける。この場合に申請が重複した場合については、指定管理者が抽選により使用事業者を決定するものとする。

(4) 条例、別表第3に規定する附属設備を利用する場合、器具を利用するとき、または、かわまち交流広場及びかわまち緑地広場において条例第5条第1項第2号から第5号に規定する使用申請の場合

先着順で利用者もしくは使用事業者を決定すること。同時申請で利用期間が重複する場合は指定管理者が抽選して利用者もしくは使用事業者を決定すること。

※（1）～（3）の使用申請に対する許可判断について

条例第2条の目的の趣旨に合致する計画であること。また、延岡市内に事業所もしくは居所を置く事業者又は個人に限定して認める。

03 使用許可通知書の作成、発送

以下の作業をすべて完了した後、使用許可通知書を作成する。

- (1) 使用許可申請書の受付
- (2) 使用許可申請書及び利用計画書の審査
- (3) 利用料金の計算 ※減免を行う場合は減免の計算を加える
- (4) 許可番号の発行

04 使用許可通知後に利用計画の変更・使用の中止があった場合

許可通知を受けた利用者もしくは使用事業者から、計画内容の変更又は利用を中止したい旨の申し出があった場合には、規則に定める様式をそれぞれ提出させること。

使用計画の変更については、規則に従って使用計画書等必要な書類を再度提出させ、内容を改めて審査した上で、変更を認める場合には使用許可の変更通知を行うこと。

05 減免申請書の可否についての判断

条例第12条及び規則第7条の規定による減免申請は、使用許可申請書と同時に規則

に規定する様式第 6 号に必要な事項を記載して提出させる必要がある。